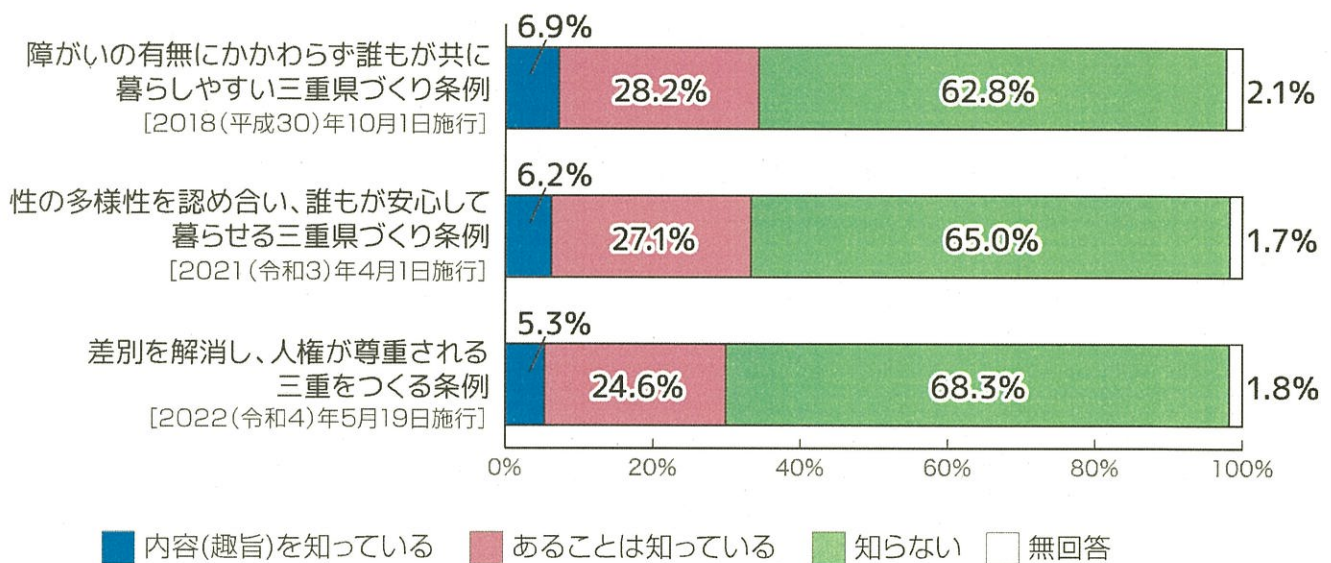


3.三重県の人権にかかわる 条例を知っていますか

三重県における人権にかかわる条例の認知度について聞きました。



「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をみると、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」を合わせた割合は、29.9%と、約3割にとどまっています。改正後すぐの意識調査だったこともあり、低い認知状況となっています。

基本理念 第三・四条

何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

県民の責務 第六条

自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。
不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」抜粋

内容(趣旨)まで知られていない状況では、いくら立派な法律や条例を制定しても効力は発揮されません。

県民のみなさん一人ひとりが差別解消を担う主体者として行動できるよう、三重県では、法律や条例の内容(趣旨)を広く知っていただけるよう取組を進めています。